新宿区耐震改修促進計画を改定しました

いつ起きるか分からない首都直下地震から、区民の皆さんの生命や財産を守るため、区では昭和56年5月31日以前に着工した建物を対象に、耐震診断や耐震改修工事への補助等、耐震化支援事業を進めています。

平成20年3月に策定した「耐震改修促進計画」について、東日本大震災の発生を受けた「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正、「東京都耐震改修促進計画」の変更、「新宿区地域防災計画」の修正等を踏まえて見直し、計画を改定しました。

改定にあたってはパブリック・コメント（意見公募）を実施し、お寄せいただいたご意見を参考にしています。

計画の全文、お寄せいただいたご意見（27件）と区の考え方は、地域整備課・広聴担当課（本庁舎3階）・区政情報センター（本庁舎1階）・区立図書館で閲覧できるほか、新宿区ホームページでご覧いただけます。

【問合せ】地域整備課（本庁舎8階、4月から本庁舎7階）☎（5273）3829・FAX（3209）9227へ。

主な改定内容

▼計画期間を「平成27年度まで」から「平成32年度まで」に延長しました。

▼東京都が平成24年4月に公表した被害想定に基づき、想定地震の被害について見直しました。

▼現況の耐震化率を算出し、耐震化率を更新しました。

▼平成32年度における耐震化率の目標を設定しました。

▼耐震化を図るための施策として、現在の取り組みと今後の計画について記載しました。

お寄せいただいたご意見の一部を紹介します

●ご意見…区内で増えているマンションの管理組合に出向くなどして、耐震改修について啓発を進めるべきである。

【区の考え方】現在、特定緊急輸送道路沿道の建築物の所有者や、分譲マンションの管理組合等への戸別訪問を行っています。今後も引き続き、戸別訪問による啓発に取り組んでいきます。

●ご意見…耐震改修への支援として、さらに建築物の所有者の個別相談に応じるなど、耐震対策を積極的に進めるべきである。

【区の考え方】現在、「建築なんでも相談会」を実施しているほか、平成22年度からは「総合危険度」及び「建物倒壊危険度」が高い地区をモデル地区に位置付け、戸別訪問による説明や、無料の耐震診断等を実施しています。こうした事業を、今後も引き続き実施していきます。

子ども総合センター 子ども家庭支援センター 利用案内

1面で紹介した5つのセンターの利用時間等をご案内します

名称	相談	親と子のひろば	児童コーナー
子ども総合センター	月～土曜日 午前8時30分～午後7時 日曜日・祝日 （電話相談のみ） 午前8時30分～午後5時	月～金曜日 午前9時30分～午後6時 （学校休業日は午前9時から） 土・日曜日、祝日 午前9時～午後6時	月～金曜日 午前9時30分～午後6時 （中学生以上は午後7時まで。学校休業日は午前9時から） 土・日曜日、祝日 午前9時～午後6時
信濃町・榎町・中落合・北新宿 子ども家庭支援センター	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 土曜日（来所相談のみ） 午前9時30分～午後6時 ※日曜日・祝日は休み	月～金曜日 午前9時30分～午後6時 （学校休業日は午前9時から） 土・日曜日、祝日 午前9時30分～午後6時	月～金曜日 午前9時30分～午後6時 （中学生以上は午後7時まで。学校休業日は午前9時から） 土・日曜日、祝日 午前9時30分～午後6時

★子どもと家庭の総合相談

子育ての不安や悩み、困っていることなどを伺って相談員が一緒に考え、アドバイスします。子どもショートステイ（お泊まり保育）、育児支援家庭訪問など、子育て支援サービスの情報も提供します。お気軽にご相談ください。

また、「いつも激しい怒鳴り声や子どもの泣き声が聞こえる」「近隣の親子の様子が心配だ」などの通告をお受けします（通告は匿名でよく、通告した方の秘密は厳守します）。

★親と子のひろば

乳幼児と保護者が、自由に1日中遊べる交流の場です。仲間づくりを兼ねた季節の行事、子育て支援講座なども開催しています。

★児童コーナー

18歳未満のお子さんが自由に楽しめる「遊びの場」です。子ども総合センター、信濃町・榎町・中落合子ども家庭支援センターには、中学生・高校生専用室もあります。

★ひろば型一時保育

生後6か月～就学前のお子さんを、1日4時間までお預かりしています。仕事や急な用事のとき、リフレッシュしたいときなど、理由を問わず利用できます。希望するセンターで、事前の登録・利用申請をしてください。

【実施場所】子ども総合センター、榎町・中落合子ども家庭支援センター

★お子さんの発達支援

子どもの発達等について相談をお受けしています。必要に応じて、集団活動や個別指導を通した療育を実施しています。

★障害のあるお子さんの一時保育

3歳～就学前で発達に不安のあるお子さんを、緊急時や一時的に保育が必要なときにお預かりしています。事前の利用登録が必要です。

【実施場所・問合せ】あいあい（子ども総合センター発達支援コーナー）☎（3232）0679

東京都後期高齢者医療広域連合
平成26年度の予算・条例の改正

東京都後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度の運営主体として、平成19年3月1日に設立された特別地方公共団体です。都内62の区市町村が加入しています。

同広域連合議会定例会で、平成26年度予算案が可決されました。条例改正と合わせてお知らせします。

【問合せ】同広域連合企画調整課 ☎(3222) 4496へ。

★平成26年度予算（1兆1835億1439万1000円）

●一般会計予算（40億6890万円）

【主な内容】▶歳入…区市町村が事務経費として負担する分担金・負担金（38億398万6000円）

▶歳出…特別会計へ繰り出す民生費（35億5556万円）

●特別会計予算（1兆1794億4549万1000円）

【主な内容】▶歳入…現役世代が加入している医療保険からの支払基金交付金（5220億113万4000円）

▶歳出…医療機関へ支払う診療報酬等の保険給付費（1兆1627億9194万9000円）

★条例の改正

「東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の一部を改正しました。

【改正の概要】平成26年度～27年度の保険料均等割額を4万2200円に、所得割率を8.98％に、賦課限度額を57万円に改定します。また、所得が少ない被保険者への保険料の均等割軽減の対象を拡充します。

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料が年金から引き落とされている方へ
26年度の保険料のお知らせをお送りします

4月・6月・8月に支給される年金から引き落とし（天引き）になる保険料のお知らせを、4月1日㈫に発送します。

平成26年度の保険料は、6月に確定する25年中の所得に基づいて決まります。25年中の所得が確定するまでの4月・6月・8月の保険料は、26年2月支給の年金から引き落とされた金額と同額を引き落とします。

25年中の所得の確定後に改めて26年度の保険料を計算し、国民健康保険料は6月中旬に、後期高齢者医療保険料は7月中旬に、26年度の保険料をお知らせする予定です。

※保険料の支払いが「年金引き落とし」以外の方には、25年中の所得の確定後に保険料額を計算し、国民健康保険料は6月中旬に、後期高齢者医療保険料は7月中旬に、26年度の保険料をお知らせする予定です。

●「年金引き落とし」から「口座振替」への変更

保険料の支払いは、申し出により8月以降、「年金引き落とし」から「口座振替」に変更することもできます。ご希望の方はご相談ください。

【問合せ】▼国民健康保険料の算定…医療保険年金課国保資格係 ☎（5273）4146、▼国民健康保険料の口座振替…医療保険年金課国保収納係 ☎（5273）4158、▼後期高齢者医療保険料…高齢者医療担当課高齢者医療係 ☎（5273）4562（いずれも本庁舎4階）へ。

国民健康保険 高齢受給者証
一部負担金の「1割据え置き」が延長されました
該当の方には新しい受給者証をお送りしました

現在、高齢受給者証（以下「高齢証」）の一部負担金の割合に「2割（ただし、平成26年3月31日までは1割）」と記載されている方は、高齢証の有効期限（26年7月31日）まで「1割」となります。該当の方には、「2割（特例措置により1割）」と記載した新しい高齢証を発送しました。

4月1日㈫～7月31日㈭は、今回お送りした高齢証と国民健康保険証を、医療機関等に提示してください。古い高齢証は、同封の返送用封筒でご返送ください。

●平成26年4月2日以降に70歳になる方（昭和19年4月2日以降生まれ）の高齢証

所得に応じて、一部負担金の割合が「2割」または「3割」になります。70歳になった月の翌月1日（1日生まれの方は誕生月の1日）から使える高齢証を、随時お送りします。

●平成26年8月1日からの高齢証

生年月日と25年中の所得に基づいて判定し、一部負担金の割合に「2割（特例措置により1割）」「2割」「3割」と記載した高齢証を、7月下旬に発送します。

【問合せ】医療保険年金課国保資格係（本庁舎4階）☎（5273）4146へ。